

関西社会福祉学会・日本社会福祉学会関西地域ブロック

2025 年度年次大会
自由研究発表要旨集

2026 年 3 月 8 日（日）花園大学 返照館

自由研究発表プログラム

◆第1分科会 会場：返照館 302 教室

司会者：石川 久仁子(大阪人間科学大学) 全体統括者：所 めぐみ(関西大学)

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	安藤 幸(009765) 関西学院大学	アートを介したソーシャルワーク・アプローチの可能性 ー多様性包摂と地域共生社会に向けたフォトボイス実践ー
10:35～11:05	志村 李緒(010484) 京都府立大学大学院	福祉職採用職員のキャリア形成に関する現状と課題 ーX県内の職員を対象としたインタビュー調査をふまえてー
11:05～11:35	西尾 祐佳(010454) 四天王寺大学大学院	生活支援コーディネーターの地域支援に関する研究の動向と課題
11:35～11:45	全体統括者よりコメント	

◆第2分科会 会場：返照館 303 教室

司会者：今井 小の実(関西学院大学) 全体統括者：阪口 春彦(龍谷大学短期大学部)

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	渡邊 泰夫(009506) 大阪青山大学	省察的実践者として成熟することを促進する組織風土 ー介護福祉士に着目してー
10:35～11:05	大里 祥(010166) 大阪公立大学大学院	生活保護の政策が期待する現業員の役割 ー「国と地方の協議」と「社会保障審議会」における議論の内容分析ー
11:05～11:35	孫 琳(009627) 同志社大学社会学研究科	社会福祉分野における中国の非営利組織の機能と課題
11:35～11:45	全体統括者よりコメント	

◆第3分科会 会場：返照館 403 教室

司会者：長友 薫輝(佛教大学) 全体統括者：松端 克文(武庫川女子大学)

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	杉田 貴行(008282) まるとケアプランセンター	相談支援業務に関する手引きについて ーテキストマイニングによる考察ー
10:35～11:05	有松 玲(010136) 立命館大学大学生存学研究 所	障害等級制度と障害認定 ー医学モデルから社会モデルへの変容の可能性ー
11:05～11:35	渡辺 明夏(009633) 中部学院大学/同志社大学大 学院	統合失調症者の障害認識について ーソーシャルワーク実践の視点からの考察ー
11:35～11:45	全体統括者よりコメント	

◆第4分科会 会場：返照館 404 教室

司会者：藤井 渉(日本福祉大学) 全体統括者：廣野 俊輔(同志社大学)

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	堀川 諭(009560) 京都産業大学	知的障害者向け選挙情報提供の課題 －実践団体の聞き取り調査から－
10:35～11:05	野前 宜史(010456) 社会福祉法人堺あすなろ会/ 四天王寺大学大学院	重度知的障害者支援における共感に関する一考察 －心理学における共感概念を援用した定義の再検討－
11:05～11:35	藤野 真凜(009631) 福井県立大学/同志社大学大 学院	知的障害者の家族支援における相談支援専門員の実践知 －SCAT を用いた質的分析－
11:35～11:45	全体統括者よりコメント	

◆第5分科会 会場：返照館 405 教室

司会者：伊部 恭子(佛教大学) 全体統括者：伊藤 嘉余子(大阪公立大学)

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	金川めぐみ(009580) 和歌山大学	フィリピン共和国 A 市におけるひとり親家庭支援プログラム －プロジェクト SOLO のインタビュー調査分析から－
10:35～11:05	谷尾 昌威(008728) 未来社会システム研究会	人口減少社会に転じた要因の一考察
11:05～11:35	WU FANGDI (010448) 大阪公立大学大学院	地域社会における在日外国にルーツを持つ子どもへの支援課 題－ソーシャル・キャピタルの視点から－
11:35～11:45	全体統括者よりコメント	

※各報告者の報告は 20 分、質疑応答は 10 分です。

第 1 分科会

アートを介したソーシャルワーク・アプローチの可能性

ー多様性包摂と地域共生社会に向けたフォトボイス実践ー

関西学院大学 安藤 幸 (会員番号 009765)

キーワード：アートとソーシャルワーク・フォトボイス・意思支援と媒介

1. 研究目的

現代のソーシャルワークには、制度的支援の提供にとどまらず、当事者の経験や声を社会に媒介し、相互理解を促進する役割が求められている。本研究の目的は、アートを介した実践をソーシャルワーク・アプローチとして位置づけ、ソーシャルワーカーが果たしうる専門的役割を明らかにすることである。

具体的には、2022年度から2024年度にかけて、介護福祉を学ぶ外国人生徒を対象に実施したフォトボイス実践を振り返り、アートが当事者の意思表出を支援し、社会との対話を可能にする過程を検討する。本研究は、フォトボイスの効果測定を目的とするものではなく、アートを介してソーシャルワーカーが当事者と地域住民のあいだで媒介者として関係性の調整を担う可能性を検討する点に特徴がある。

2. 研究の視点および方法

本研究は、単一地域における縦断的な質的ケーススタディである。近畿地方の小規模自治体 A 市に所在する高等学校専攻科において、外国人生徒を含む生徒を対象に、授業の一環としてフォトボイスを実践した。フォトボイスは、参加者が撮影した写真とその語りを通して、自らの経験や認識を可視化し、社会との対話を促す参加型アクションリサーチの手法である（武田，2014）。

本研究では、フィールドノート、授業記録、展示来場者のコメント、関係機関との連携記録を分析対象とした。分析にあたっては、野呂田（2024）が提示する「関わり網」の視点を参照し、実践を通じて変化した関係性を年度ごとに整理・可視化することで、関係性の広がりや質的变化を捉えることにした。

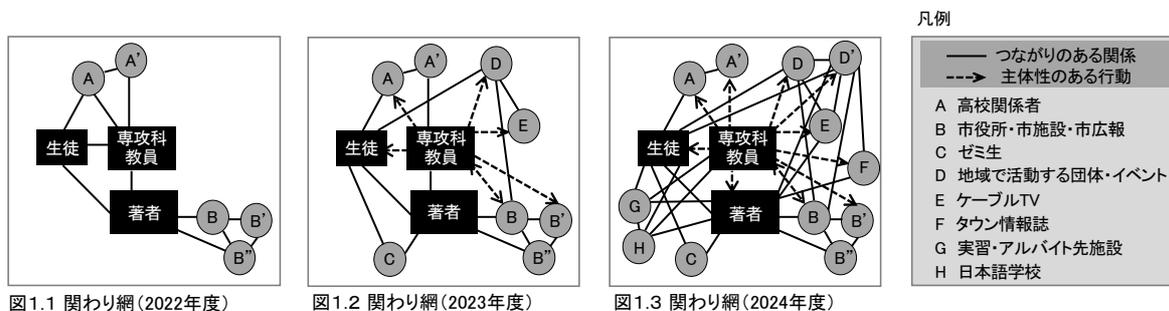
3. 倫理的配慮

本研究は、関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：2024-3 / 2024-54 / 2025-15）。本実践および研究の実施にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理規程および研究ガイドラインを遵守し、対象となる専攻科の生徒および教員に対して、趣旨・内容・方法・結果の公表方法・データの保管について十分に説明をし、同意を得た。また、個人情報およびプライバシーの保護に関して、場所や個人が特定されないよう十分配慮した。なお、本研究における利益相反は存在しない。

4. 研究結果

フォトボイス実践は、2022年度から2024年度にかけて継続的に実施され、各年度において参加者および関係主体の広がりが確認された。実践を通じて形成された関係性の変化を「関わりの網」として整理した。

2022年度は、生徒22名（うち留学生18名）、専攻科教員、著者、行政を中心とした比較的限定的な関係性が形成されていた（図1.1）。2023年度には、生徒21名（うち留学生16名）が参加し、地域で活動する団体やケーブルテレビなどが加わった（図1.2）。まち歩きをきっかけに関係性が広がり、専攻科教員や地域団体が主体的に関わるようになった。2024年度は、生徒15名（うち留学生11名）が参加し、行政が主体的に展示会場を確保したほか、地域イベント、メディア、日本語学校、実習・アルバイト先など多様な主体が関わった（図1.3）。この段階では、生徒は地域を構成する一員として可視化され、関係性の中心的存在となっていた。



これら一連の関係性の変化を支えた要素として、ソーシャルワーカーによる媒介的関与が挙げられる。ソーシャルワーカー（筆者）は、フォトボイス作品が一方向的に消費・固定化されないよう調整しつつ、当事者の視点を地域社会の文脈に翻訳する役割を担った。この媒介的实践により、関係主体の数と関わりの質がともに拡張し、関わりの網が段階的に編み直されていった。

5. 考察

本研究から、アートを介した実践は、当事者の意思を引き出し、意思を形成し、社会に届くまでのプロセスを支える実践の場になりうる。ソーシャルワーカーは、当事者の声を代弁する存在ではなく、当事者が自らの言葉を獲得し、それが社会の中で意味を持つように伴走する存在として機能していた。フォトボイス実践は、当事者の生活世界を可視化する機能、作品を媒介とした対話化の機能、地域社会に開く公共化の機能を有しており、外国人生徒は「そと者」から「地域を語る主体」へと位置づけを変化させた。この過程においてソーシャルワーカーは、実践の設計者であると同時に、当事者の語りを社会的文脈に翻訳し、関係性を調整する媒介者として機能していた。このようにアートを介した実践は、地域共生社会の構築に向けた有効なソーシャルワーク・アプローチとなりうる。

福祉職採用職員のキャリア形成に関する現状と課題

— X 県内の職員を対象としたインタビュー調査をふまえて —

京都府立大学大学院公共政策学研究科博士後期課程 氏名 志村 李緒 (会員番号 010484)

キーワード：福祉職、公務員、キャリア

1. 研究目的

本研究は、基礎自治体の福祉職採用職員（以下、福祉職と記載）のキャリア形成に着目し、その実態や課題を明らかにすることを目的とする。近年、地域共生社会の実現や複合化する福祉課題への対応のために、福祉の専門職員を採用する自治体が増加している。しかし、厚生労働省による全国規模の実態調査は進んでおらず、社会福祉行政や福祉事務所を対象としていても、生活保護のケースワーカーに着目した調査研究が多いため、基礎自治体の福祉職の実態把握は進んでいない。また、福祉職研究をリードする岡部（2008）・畑本（2018）・斎藤（2019）の主要な先行研究において福祉職の専門性や役割、期待等については論じられているものの、福祉職全体のキャリアに着目した研究が十分にされていないことから、本研究の対象を福祉職のキャリアとした。

2. 研究の視点および方法

2024年10月～2025年3月の期間に、X県内の基礎自治体に勤務する福祉職を対象に、半構造化インタビュー調査を実施した。調査協力者の選定に関しては、各自治体の所管課に対して、本研究の目的やインタビュー内容を説明し、依頼文をメールで送付した。その際に、性別や年齢の指定は行わず、管理監督者や経験年数の長い係員の選定を依頼した。調整の結果、5自治体（政令指定都市2、中核市1、一般市2）に在籍する福祉職15名（管理監督者7名、係員8名）の協力を得た。調査内容は、①協力者の基本情報、②キャリアパス（異動経路）と業務経験、③所属自治体のキャリアラダーや育成計画の策定状況、④各福祉計画や政策への参画状況とその意義、⑤福祉職の活動状況等である。調査の実施時には、協力者の同意を得てICレコーダーで録音を行った。インタビュー内容を逐語記録としてデータ化し、キャリアパスと業務経験、福祉計画や政策への参画状況に着目しながら分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、京都府立大学倫理審査の承認（受付番号：328）を得て、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。なお、調査協力者に対して、事前に依頼文とインタビューガイドを送付し、当日は書面で調査協力の同意書を取り交わしている。本研究において、開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

調査の結果、経験してよかった業務経験は直接支援や相談援助が共通して挙げられ、福祉職としての軸を築き、やりがいを持って支援に取り組んでいた。一方で、不足している業務経験としては、庶務や予算、議会といった公務員に必要とされるスキルを身に着ける

ための内容であった。係員として直接支援や相談援助に携わっている際には困らないが、管理監督者になった際にはその業務経験がないことにより苦勞している様子が窺えた。また、係員であっても、現在まで相談援助にしか携われていないことに対する不安を抱いている語りもみられた。

福祉計画策定や政策立案には、地域のニーズを拾い上げて反映させていくことが必要であり、そのニーズに日々触れているのは現場の福祉職である。しかし、先行研究でも福祉計画や政策に携わる福祉職が極めて少ない傾向であることが指摘されていたように、本調査のインタビューにおいても福祉計画や政策に携わる機会を得ていない職員が過半数を占めていた。経験者からは、事務職に混ざって福祉計画策定や政策立案に携わることは苦勞を伴うが、福祉職が持ち合わせる知識や経験、現場の実態を伝えながら協働で取り組んだことの意義が語られた。未経験者からは、福祉計画策定や政策立案に福祉職が携わることへの意義は理解しつつも、日頃の相談援助との両立の困難さや事務職と比較してのスキル不足から、計画策定や政策立案に携わることへの不安が示された。

5. 考察

本研究を通して、福祉職が公務員としてのスキルを身に着ける機会を獲得しづらいことがキャリアを積む上での障壁となっていることが示唆された。加えて、福祉職が福祉計画や政策に参画することは限定的であることも明らかとなった。

この実態は、職員の配置を担う人事部門と福祉職の間で共通認識が図られていないことが要因であると考えられる。福祉職は相談援助業務に関連する福祉部署を異動させていくという認識が人事部門にはあり、その中に公務員として必要なスキルを身に着ける機会や福祉計画及び政策に携わる機会は組み込まれていないのである。事務職に関しても社会福祉主事として福祉部門の相談援助業務を経験することはあり、福祉職と同様のキャリアパスを歩む職員もいる。しかし、福祉部門への配属を想定して採用した福祉職と多種多様な部署への配属が想定される事務職では、経験できる業務内容に差が生じるのは明確である。

今後も福祉部門では複合的な課題を抱える人々は増加していき、限られた人員の中でより専門的な支援を提供することが求められる。福祉職が専門性をあますことなく発揮できるように、福祉職と人事部門が協働して福祉職のキャリアを考えていくことが必要である。

【参考文献】（※他の参考文献に関しては、発表当日に一覧を配布する。）

- ・岡部卓「福祉事務所のゆくえー成立・展開・変容ー」『社会福祉研究』第101号、2008。
- ・齋藤明彦「市町村の福祉行政専門職員の配置の必要性と求められる市町村福祉行政の機能及び福祉行政専門職員の能力」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』第21巻、2019。
- ・畑本裕介「社会福祉行政における専門性」『同志社政策学研究』第19巻第2号、2018。

*本研究は、志村李緒（2025）「基礎自治体における福祉職採用職員のキャリア形成ー組織から求められる専門性と個人の実務経験に着目してー」2024年度京都府立大学大学院公共政策学研究科修士論文の成果の一部を報告するものである。

生活支援コーディネーターの地域支援に関する研究の動向と課題

○ 四天王寺大学大学院人文社会学研究科 博士前期課程 西尾 祐佳 (010454)

笠原 幸子 (四天王寺大学・002556)、野前 宜史 (社会福祉法人 堺あすなる会・010456)

キーワード：生活支援コーディネーター・地域支援・文献レビュー

1. 研究目的

生活支援コーディネーター(以下、SC)は、2014(平成26)年の介護保険法改正により、地域支援事業の一つである生活支援体制整備事業において配置された。新しい総合事業への再編により、多様な主体の参画が可能となり、SCは「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する」役割を担う者とされた。さらに、2024(令和6)年の事業見直しにより、SCの役割は総合事業にとどまらず、多様な主体を巻き込んだ地域づくりへと拡充された。加えて、2025(令和7)年には、個別訪問や相談対応等を通じて、複雑化・複合化した地域課題に対応する地域づくりに取り組む事業として、SCを中心とした相談支援連携体制構築事業が、生活支援体制整備事業に新たに位置付けられた(厚生労働省 2025)。このように、SCの地域支援における役割は、社会的背景や制度的枠組みの変化を受けて、複雑化・多様化している。

そこで、本研究では、今後の研究課題等に対して示唆を得るため、SCの地域支援に関する先行研究の動向と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、社会的・制度的変化の中で展開されてきたSCの地域支援について、先行研究がどのような点に着目してきたのかという視点から、研究の動向と課題を整理・分析する。研究の方法は、国立情報学研究所の学術データベースであるCiNii Researchを用いて、「生活支援コーディネーター」を検索語とし、文献検索を行った。検索期間については、事業開始後の経過年数が浅いことから、検索開始時点を特に設定せず、2025(令和7)年11月末までに公表された文献を対象とした。その結果、選定基準を満たした25件の文献を分析対象とした。分析方法は、文献レビューの基礎を解説している大木(2022)の方法を参考に行った。対象とした25件の文献の研究内容を目的や主な結果に基づいて焦点化し、類似性・相違性の観点から分析したうえで、叙述的に整理・統合した(大木 2022 : 81)。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを遵守し、申告すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

(1) 文献検索結果

対象文献 25 件の内訳は、研究の種類は、質的研究が 18 件、量的研究が 5 件、両者を組み合わせた混合研究が 2 件であった。調査方法は、質的研究は、インタビュー調査が 3 件、ヒアリング調査が 2 件、活動記録が 5 件、実践報告が 8 件であった。量的研究は、アンケート調査によるものが 5 件であった。質的データと量的データによる混合研究は 2 件であった。

(2) 分析の結果

対象文献 25 件の研究を比較検討し、類似性・相違性に基づいて分析した結果、SC の地域支援に関する研究は、①支援目標に関する研究、②支援の促進・阻害要因に関する研究、③支援の特徴や効果に関する研究の三つに分類された。①は、生活支援体制整備事業の創設に伴い、新たに SC が配置されたことを背景として、SC の地域支援の目標を明らかにしようとする研究である。①の研究では、SC の実践内容とともに、SC の地域支援が目指す方向性や成果が検討されていた。②は、地域支援を促進・阻害する要因について明らかにし、その対応策を検討した研究である。②の研究では、SC の地域支援において生じる課題や SC 自身が実践の中で感じる課題が検討されていた。③は、SC の地域支援の特徴や効果を明らかにした研究である。③の研究では、支援の展開場面、層別、職種別といった視点から、SC の地域支援の実践が検討されていた。これら三つの分類は、年代の推移とともに①から②、さらに②から③へと展開しており、研究の視点が地域支援の全体像を捉える段階から地域支援の方法や技術に焦点化されていた。

5. 考察

SC の地域支援に関する研究は、三つに分類され次のことが明らかになった。①支援目標に関する研究では、既存の地域福祉実践の経験や視点が支援の展開に一定の影響を与えていること、②支援の促進・阻害要因に関する研究では、SC の周知や地域支援の理念・技術が支援を推進する要素であること、③支援の特徴や効果に関する研究では、地域住民との関係形成が重要であることである。また、課題として、①SC と CSW の役割や機能が曖昧となり実践上の負担や混乱を招く可能性がある点、②支援者間や所属組織内における制度認知の不足に対しては、研修体制の在り方を含めた制度的体制や実践の展開に関する整理や検討が十分ではない点、③SC と地域住民との関係性が支援者と対象者との援助関係とは異なる性質を有する可能性があるが、十分な検討がされていない点の三点が示された。

参考文献

厚生労働省(2025)「生活支援体制整備事業における新規事業等について」
(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/000409256.pdf>, 2026.1.16).

第 2 分科会

省察的実践者として成熟することを促進する組織風土

—介護福祉士に着目して—

大阪青山大学 氏名 渡邊 泰夫 (会員番号 009506)

キーワード3つ: 組織風土、省察的実践者、社会的レリバンス

1. 研究目的

典型的な労働集約型産業である福祉事業においては、人材を獲得し育成していくことが重要な経営課題となっている。

しかしながら、どのようにすれば職場の人間関係がよくなり、ケアの質を高める意識を共有できるのかという知見は、十分に蓄積されていない。そこで、本研究においては組織風土に着目し、福祉施設の中軸となる職種の介護福祉士が、省察的実践者として成熟することを促進する組織風土とはどのような組織風土であるのか論証することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

CiNii Research を用いて、期間指定は行わず、キーワードは「組織風土 AND 組織文化」で検索を行い、30 研究を抽出した(最終アクセス:2025年5月31日)。次に、題目に組織風土と組織文化の両方を含まないものを除外し、13 研究に限定した。研究論文を入手し、組織風土と組織文化の両概念の構造に関する記述がないものを除外し、2 研究に限定した。最終的に、ハンドサーチによる文献 1 研究を追加し、3 研究を分析対象とした。分析の視角は、組織風土論と組織文化論の「理論的基盤」、「概念の構造」から整理する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究であるため倫理審査を受審していない。ただし、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し、引用する文献は出典を明記することによって、先行研究の知見と本研究における考察を明確に区別した。なお、本研究に開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

1) 組織風土論と組織文化論

岡東・福本(2000:22-28)は、組織文化論に立脚した研究の中で、組織風土論は産業心理学や組織行動論の系譜において論じられ、応用心理学が理論的基盤であるのに対して、組織文化論は経営学を中心に、文化人類学が理論的基盤となっていると整理している。その上で、組織風土論と組織文化論の「理論的基盤」に違いがあり、「概念の構造」は、並立概念から重複概念へ向かっているという立場である。

福間(2006)も、同様に組織風土論と組織文化論の「理論的基盤」に違いを見出し、「概念の階層構造」は、組織風土の上位概念として組織文化を位置づけ、組織風土が表層を形成し、組織文化が深層を形成しているという立場である。

渡部(2020)には、組織風土論と組織文化論の「理論的基盤」に関する記述はなく、「概念の階層構造」は、組織風土の上位概念として組織文化を位置づけ、組織風土が表層を形成し、組織文化が深層を形成しており、核として経営理念があるという立場である。

2) 組織風土論と省察的実践者の教育を接合するレリバンス概念

ショーン(1987;285-9)は、主体的な学びを側面的に支援することが省察的実践者を育てる教育にとって重要であると考えた。また、複数の人が行った省察をそれぞれ表明することで互いに影響を受けあい、これまでの実践とこれからの実践を統合するコミュニケーションのプロセスのことを、「鏡のホール」と命名した。したがって、省察的実践者の教育にはコーチや共に省察を交し合う仲間の存在が不可欠であるといえる。

ブルーナー(1971;204-6)によると、レリバンスは「社会的レリバンス」と「個人的レリバンス」の二種類がある。第一に「社会的レリバンス」とは、「世界が直面している悲痛な諸問題、その解決の如何が人類としてのわれわれの存亡にかかわるような諸問題に対し何らかの関連をもつもの」である。すなわち、学習者自身が、学習内容を社会的に意義のあるものとして関連付けることといえるであろう。第二に「個人的レリバンス」とは、「内容の習得そのことのなかに人間的喜び」があることである。すなわち、学習者が、学習内容自体を楽しんでおり、自己報酬として関連付けることといえるであろう。この「社会的レリバンス」と「個人的レリバンス」は、「必ずしも同一に重なるとは限らない」としながらも、学習者が学習の意味や意義を実感する教育の重要性を指摘した。

5. 考察

大企業で不祥事が発覚するたびに組織風土の改善が指摘されるように、福祉事業においては、経営理念が形骸化し、経営理念に反する価値観や行動様式が暗黙のルールとして自然発生的に醸成された組織風土である場合に、施設内虐待として問題が顕在化する恐れがある。一方で、住居(2006)の提唱する「尊厳のある生活 (Respect of Life;ROL)」を介護福祉学の理念とし、その実現に向けて意識的に試行錯誤を繰り返す営みを多くの職員に共有できているのであれば組織文化として醸成され、その組織文化が熟成されることによって、職員一人ひとりが無意識的にROLを目指したリフレクションを行う「省察的実践者」に成熟すると推測する。福祉事業の中核となる人材である介護福祉士の養成教育では、職務に直結する科目が多いため、社会的レリバンスを実感しやすい領域といえる。一方で、現任教育においては、ややもすると業務時間内にノルマとしての介助をこなすことに追われ、介護福祉士の職務の社会的意義を見失う危険性を孕んでいる。したがって、学生として教科を学ぶ社会的意義のみならず、専門職として介護福祉という仕事の社会的意義も同様に組織風土や組織文化に影響すると思われる。

以上の考察から、介護福祉士を取り巻く組織風土は、介護福祉士としての価値観(ROL)と経営者の経営理念が表裏一体となって核として存在し、その外縁に組織文化が、さらに組織文化の外縁に組織風土が位置する三層構造であり、それぞれの層は社会的レリバンスによって相互浸透し、介護福祉士が日々提供する生活支援やリフレクションに対して、肯定的にも否定的にも影響を与えると考えた。

生活保護の政策が期待する現業員の役割

－「国と地方の協議」と「社会保障審議会」における議論の内容分析－

大阪公立大学大学院都市経営研究科博士後期課程 大里 祥 (010166)

キーワード：生活保護，現業員の役割，コーディネート

1. 研究目的

本研究の目的は、生活保護に関する国の政策において、ケースワークを実践する現業員にどのような役割が期待されているかを明らかにすることである。生活保護業務は、国が本来果たすべき役割を地方公共団体に委任する法定受託事務が多いため、国の関与が強いという特徴がある。現業員は、その都度の政策が反映された法令や実施要領に基づいて業務しており、ケースワークも政策に影響を受けて実践されている。そのため、政策動向をみることで、その都度のケースワークの実践の一側面を理解することができる。

2. 研究の視点および方法

研究対象はケースワークに関する政策の動向とともに、政策決定に影響を与えている「生活保護制度に関する国と地方の協議」（以下、「国と地方の協議」）及び「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下、「審議会」）で議論された内容とする。「国と地方の協議」とは、生活保護制度改正の方向性を得ることを目的に、国（厚生労働省）と地方（全国知事会及び全国市長会）が協議するために2008年より設けられた場のことである。「審議会」は社会保障審議会の下部組織で2017年に設置されたものである。その目的は、生活困窮者への対応として、相互に密接に関連する生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の課題及びその対応方策について、それぞれの施行状況を踏まえて一体的に議論することとされている。「国と地方の協議」と「審議会」は生活保護政策を形作る上で大きな影響を及ぼしており、そこでの議論は政策の背景を明らかにする上で適切な研究対象といえる。

具体的に分析する資料は、「国と地方の協議」と「審議会」の議事内容および報告書である。いずれの内容も、各主催機関のホームページで会議資料や議事録・議事要旨が公開されている。

研究方法は、内容分析に基づき、各資料のうちケースワークに関わる文言を抜き出し、一覧にまとめる。次に、文言内容の前後の文脈を確認し、現業員に期待される役割についてどのような議論がされているかを分析する。

3. 倫理的配慮

本研究は、既に公開されている資料を使用し分析したものである。また、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり、研究を実施した。なお、本発表に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

「国と地方の協議」が開催される背景について、それ以前の生活保護制度に関する国と

地方の動向をみると、2005年より生活保護費の給付の適正化に向けた改革が国と地方の各種協議体で議論される。2006年には地方が立ち上げた「新たなセーフティネット検討会」において、制度改革案として稼働世帯に対する有期保護制度の創設と、それを実施するための生活保護部門の体制が提案される。その案では、保護利用者に対する自立支援プログラムは各種支援員が実施し、現業員は援助活動の全体を統括する役割に位置づけられるなど、分業した実施体制が示されている。2008年に設けられた「国と地方の協議」における地方側の構成委員はこの案の策定に携わった中心的な委員が複数入っており、実質的に実施体制をめぐる議論は継続している。

つづいて、「国と地方の協議」の議事内容をみると、地方からは現業員の業務負担と負担軽減の要望が繰り返し述べられており、世界金融危機後の生活保護利用者の急増によって、その要望は増加している。そして、2011年には「国と地方の協議」の中間取りまとめとして、福祉事務所内での各種専門家の活用や民間事業者への外部委託、現業員が担うべき業務と専門家や外部委託できる業務の整理の必要性が提案された。

そして、「審議会」の議事内容をみると、これまでに「国と地方の協議」等で議論されてきたケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、両制度の連携のあり方が議題にあげられている。議論の整理のために、「審議会」による取りまとめの報告書が出た時期に沿って、第Ⅰ期（2017年5月から同12月）、第Ⅱ期（2019年12月から2022年12月）、第Ⅲ期（2023年9月から2024年5月）に分ける。各期における現業員の役割に関する議論では、第Ⅰ期は、現業員の役割自体が議題として取り上げられることは少なく、報告書ではその役割は「生活保護受給者の生活状況の把握と自立に向けた支援」と触れられる程度になっている。一方で、第Ⅱ期は、社会福祉分野全般における包括的支援の重視や、外部委託に対する基本的な考え方が整理されるなかで、厚生労働省側から、現業員に期待する役割として各種支援やサービスのコーディネート（総合調整）が示され、その位置づけが議論される。各委員からは、コーディネートを機能させるにあたり現業員の専門性の確保に向けた体制整備の必要性や、その目的はあくまでケースワーク業務の質の向上であることが意見される。そして、第Ⅲ期においてコーディネートを目的とした会議体の内容が具体的に議論され、調整会議の設置の方向性が報告書に明記されることとなった。

5. 考察

分析の結果、生活保護に関する国の政策について、現業員に期待されるケースワークは利用者への直接的な援助活動から、多職種による支援のコーディネートへと変容しつつあることがわかった。ただし、指導や指示といった保護の決定に関わる行為については委託の対象とならず、引き続き現業員に属している。このような指導、指示といった強制力を伴う行為と、支援のコーディネートを合わせもった業務が現業員に期待されている役割といえる。

社会福祉分野における中国の非営利組織の機能と課題

同志社大学社会学研究科外国人留学生助手 孫 琳 (009627)

キーワード：社会組織、制度的位置づけ、社会福祉供給体制

1. 研究目的

近年、中国は日本と同様に、少子高齢化の進行、都市化の進展、地域間格差の拡大などを背景として、社会福祉需要が量的・質的の両面において増大している。こうした状況のもと、社会福祉の担い手は国家や地方政府に限定されず、非営利組織や社会組織など多様な供給主体へと拡大してきた。とりわけ、公共部門と民間部門の中間に位置づけられる非営利組織は、柔軟なサービス提供や住民ニーズへの即応性を有する点において、重要な役割を果たしていると言われている。

中国における非営利組織は、大きく二つの類型に区分される。一つは、中国民政部および地方政府に正式に登録され、国家の制度的管理のもとで一定の合法性を有する「社会組織」である。具体的には、「社会团体」「民弁非企業单位」「基金会」がこれに含まれる。もう一つは、法制度に基づく正式な登録を行っていない「草の根団体」であり、企業として登記する、あるいは既存の登録組織の下部組織として活動する形態が一般的である。後者は、制度的把握が困難であり、明確な制度的位置づけや統一的な規制枠組みを欠いている点に特徴がある。そのため、本研究では、分析対象を制度的に把握可能な「社会組織」に限定する。

一方で、中国の非営利組織は、厳格な登録制度や行政による管理、財政基盤の脆弱性、専門人材の不足など、制度的・構造的制約の下で活動しているのが現状である。そのため、社会福祉分野において期待される役割を十分に果たしているのか、また今後いかなる可能性を有しているのかについては、必ずしも十分に明らかにされていない。

そこで本研究では、急速に拡大・高度化する中国の社会福祉ニーズに対して、非営利組織がどのように対応しているのかを明らかにするとともに、制度的環境との関係に着目しながら、その役割・機能および直面する課題を整理することを目的とする。さらに、非営利組織が今後、中国の社会福祉分野において果たし得る可能性を検討することで、中国における社会福祉供給体制の多元化の実態とその展望を考察する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、サラモンおよびアンハイアー（1992:134-136）によって提示された非営利組織の定義、すなわち「構造および運営による定義(structural-operational definition)」を分析枠組みとして用いる。この定義は、非営利組織を機能や理念によってではなく、組織の構造的・制度的特徴に基づいて把握する点に特徴があり、制度環境の影響を強く受ける中国の非営利組織を分析する上で有効であると考えられる。

具体的には、社会組織を分析対象とし、以下の五つの基準に基づいて検討を行う。すなわち、①制度化された組織であること（組織性；formal）、②政府から独立した民間主体で

あること（民間性・非政府性；private）、③構成員への利益分配を行わないこと（非営利性；non-profit-distributing）、④自らの意思決定に基づいて運営されること（自治性；self-governing）、⑤自発的参加に基づく組織であること（自発性；voluntary）である。

これらの基準を用いることにより、中国における非営利組織が、理論的に想定される非営利組織像といかなる点で一致し、またいかなる点において制度的制約や実践上の特質を有しているのかを明らかにする。

3. 倫理的配慮

本研究の遂行にあたっては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程等に基づき、研究上の倫理的配慮を行う。なお、本研究に関して開示すべき COI（利益相反）は存在しない。

4. 研究結果

本研究の分析から、中国の社会福祉分野における非営利組織は、拡大する社会福祉需要に対応する重要な担い手として、一定の役割を果たしていることが明らかとなった。分析対象とした社会組織は、組織性や制度化の程度において、サラモンおよびアンハイアーが提示する非営利組織の構造・運営による定義と比較的高い整合性を示していることが確認された。とりわけ、制度化された組織としての安定性を背景に、行政との協働を通じて社会福祉サービスを提供している点が、その特徴として挙げられる。

一方で、社会組織の多くは政府との関係が密接であり、その運営や活動内容が制度的・政策的枠組みの影響を強く受けていることも明らかとなった。特に、行政委託事業への依存度が高い組織においては、サービス内容や活動範囲が行政の政策目標によって規定される傾向がみられ、自治性や自発性の面で一定の制約が存在している。

以上の結果から、中国の社会組織は社会福祉供給体制の一翼を担う重要な主体である一方、その役割や機能は制度環境によって大きく規定されていることが示された。

5. 考察

本研究の結果は、中国においても非営利組織が社会福祉の担い手として一定の役割を果たしつつあることを示している。しかしながら、その活動は行政による管理や政策的要請と密接に結びついており、理論的に想定される非営利組織の自治性や自律性と必ずしも一致しない側面を有している。このことは、中国の社会組織が、国家主導型の社会福祉供給体制のもとで、補完的かつ協働的な役割を担う主体として位置づけられていることを示唆している。

以上の点から、中国における社会福祉供給体制を理解する上では、非営利組織の量的拡大のみに着目するのではなく、その制度的位置づけや運営実態に目を向けることが重要であるといえる。社会組織が今後、より主体的な役割を果たしていくためには、自治性を担保しつつ、安定的な活動基盤を確保し得る制度的環境の整備が重要な課題となる。

〈参考文献〉 L. M. Salamon and H. K. Anheier. (1992) In search of the nonprofit sector: The question of definitions, *Voluntas*, 3(2),125-151.

第 3 分科会

相談支援業務に関する手引きについて

ーテキストマイニングによる考察ー

まるもとケアプランセンター 杉田 貴行 (008282)

キーワード：手引き、相談支援業務、テキストマイニング

1. 研究目的

相談支援事業とは、障害のある人の日常にまつわる様々な相談に、専門的に支援する福祉サービスである。相談や支援の充実を目的とした障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられるようになった。ただ、相談支援業務の質のばらつきや人材不足が、障害者の支援の効果に影響を与えている現状も見られる。そこで、本研究においては改善策の一助となる手がかりを得るために、厚生労働省の手引きを対象に、テキストマイニングを用いた内容整理を実施し、相談支援業務の主要な要素や課題を抽出した上で、障害のある人への支援の質の向上に資する示唆を得ることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本報告では厚生労働省がホームページ上で公開している「相談支援業務に関する手引き 厚生労働省」（令和6年3月、全52ページ）をテキストとして用い、テキストデータマイニングの手法を用いて、相談支援業務を検討することとした。分析に使用する品詞として、「名詞」「サ変名詞」および「強制抽出名詞」を選択した。それぞれの出現数50以上をデータとして採用し、テキストマイニングソフト KH Coder (Ver.3. beta. 03d) を利用して、対応分析、多次元尺度構成法（3次元）、クラスター分析、共起ネットワークなどの方法を用いて分析を実施した。これらの手法により、相談支援業務における重要なキーワードや関係性を定量的に把握し、現場の実態と照らし合わせた課題抽出を実施した。なお、出現数が50以上であっても他の語との結びつきがない場合は、自動的にデータから排除された。

3. 倫理的配慮

本報告は、厚生労働省により公表された個人を同定するデータが除去された統計データを基に分析を実施した。また分析は個人を抽出するのではなく集計値や記事から全体の傾向を対象とし、必要な倫理的な配慮を十分に払いデータの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。本発表に関連して開示すべき COI はない。

4. 研究結果

今回のデータは、総抽出語数（使用）28,457 (12,590)、異なり語数（使用）2,033 (1,576) であり、集計単位としてのケース数は、文 2,348、段落 1,916、文書数の平均 7.55、文書数の標準偏差 26.55、出現回数の平均 7.99、出現回数の標準偏差 30.83 であった。対応分析の結果、「実施」や「地域」といったキーワードが中心に位置づけられ、これらの

関連性が高いことが座標値から示され、「自立」「設置」「サービス」は遠い位置にあることが見て取れた。多次元尺度構成法（3次元）では、「地域」「支援」「市町村」「利用」が空間上の位置の中心に近く、「自立」「生活」「総合」「人材」は遠い位置にあることが確認された。クラスター分析では、「生活」「地域」「支援」などの結びつきのあることが見られた。共起ネットワーク分析では、「障害」と「相談支援事業」のつながりが強く、これにより障害者支援における相談支援の重要性が示唆され、「人材」「専門」「従事」「体制」はつながりの弱いことが示された。

5. 考察

本報告の位置関係やクラスタリングの結果から、支援の質に地域差や人材不足の課題が存在することが明らかとなり、これらの分析結果は、現場において支援内容や連携の重点を見直す必要性を示している。特に人材育成や地域連携の強化が重要であることが示唆された。定量的な分析により、支援の質にばらつきがあることが明らかとなり、今後の改善策の方向性を示す根拠の一つにも成り得ると考えられる。人材不足と専門性の視点からも、相談支援に携わるスタッフの確保が難しく、専門的な知識やスキルを持つ人材が不足しているケースが多いからではないかと推察される。

本報告から、個別支援計画の作成や実行において、利用者のニーズに十分応えられていないケースや、計画の見直しが遅れることも想定された。それ故、人材育成と専門性の向上研修や資格取得支援を一層充実させ、質の高い相談支援を提供できる人材を育成することが求められる。また、地域連携の強化、医療機関や教育機関、地域の福祉サービスとの連携、包括的な支援体制を構築する必要性も認識された。さらに、OJTを充実して、経験豊富な先輩相談支援専門員がOJTを通じて、具体的な事例に基づいた実践的な指導を実施し、相談支援業務の専門性を向上することも示唆された。

本報告から、事例検討会も実施して、定期的に事例検討会を開催し、困難事例や複雑なケースについて多角的に分析・検討することで、課題解決能力や多職種連携のスキルを向上させることも認識された。自身の支援の振り返りも大切で、自身の支援を総合的に省察し、改善点や効果的なアプローチを考察する機会を設けることで、実践を通じた学びを深めることが期待された。他機関との連携と情報共有して、多職種との連携強化、医療、保健、教育、就労など、多岐にわたる関係機関と協働し、それぞれの専門性を理解して、包括的な支援体制を構築していく必要性も見て取れた。

これまで日本の福祉サービスは、高齢者、子ども、障害者といった対象者別に制度が整備されてきた。しかし、近年では核家族化や一人親世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化などにより、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯が増えてきた。これにより、既存の支援制度だけでは対応が難しいケースが増え、総合的な相談支援の必要性が高まった。そこで、このような縦割り専門領域の障壁を取り除き、本報告の結果にもあるように、地域全体で連携して支援体制を整える必要性が、あらためて理解された。

障害等級制度と障害認定

—医学モデルから社会モデルへの変容の可能性—

立命館大学大学生存学研究所客員研究員 有松 玲 (010136)

キーワード：障害年金・障害等級制度・障害の社会モデル・障害の医学モデル

1. 研究目的

2025年3月から5月にかけて共同通信社の報道を受けて新聞各社が2024年度の障害年金の不支給が約3万人にのぼり、前年度比で倍増したと報じた。報道によると障害年金の審査を担当する日本年金機構内の「障害年金センター」センター長が2023年10月の人事異動で就任し、基準を「厳格化」した結果起こったこととされている。

報道に対して2025年6月11日厚生労働省年金局は「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を公表した。報告書によると、職員が等級案を示す必要性は高くなかったとし、障害認定基準やガイドラインに反する指示や逸脱した審査を行っている事実は確認できなかったとした。だが、12月末の新聞各社の報道は、障害年金について日本年金機構の職員が支給・不支給の判定結果に問題があると判断した場合、判定記録をひそかに破棄し、別の医師に頼んで判定をやり直していたことが判明(12月28日)し、年金機構もそれを認めた、というものであった。

上記は、障害年金の支給認定制度が“恣意的”であることを示しているが、それだけではなく認定を医学モデル(医師の判断)で行っていることの深刻な問題を浮上させている。医学モデルの障害認定制度(以下:認定制度)に基づく判定は、多くの障害者制度で採用されているが重度訪問介護は精神・知的障害者のほとんどが対象外[1]となるなど少くない弊害がおきている。本研究の目的は医学モデルに基づいた認定制度の不備とこれまでの社会モデルに基づく制度への動向を検証して、認定制度の社会モデルへの制度変更の再課題化に向けた要素を検討することである。

2. 研究の視点および方法

第一は、医学モデルに基づく認定制度について確認する。認定制度は、障害等級制度(以下:等級制度)として現れ、障害福祉サービス、障害年金、税金控除、社会保障など国と地方自治体が提供するすべてのサービスと支援の基準である[2]。

第二は、認定制度・等級制度は医療的判定(医学モデル)であり、障害者の多様なニーズは反映されない。そのため医学モデルは画一的であり、ニーズが受け入れられない障害者にとって常に圧迫的に感じられる[3]。

第三に、障害者に関する医学判定は、正確な結果が出るものではない。知的障害、精神障害、発達障害、脳性麻痺アトラーゼ型などは医療的診断がしにくくサービスが後手にされる傾向がある[1]。

第四に、今まで認定制度の社会モデルへの変更の課題化の提起は、障害当事者から発された当事者参画の2009-2014年の障害者制度改革(以下:制度改革)の議論であった。だ

が、制度改革は不十分になり、社会モデルへの制度変更は成らなかった [4]。

第五に、上記を検討すると同時に、制度改革の議論を議事録などを中心に検証し再度の制度変更の課題化と制度の変容への要点を考察する。

3. 倫理的配慮

すでに公開されている資料・議事録及び文献を対象にしている。日本社会福祉学会の「研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に則して実施する。なお本研究に関連した COI は生じない。

4. 研究結果

制度改革は 2009 年から 2014 年にかけて権利条約に見合う国内法制度の整備を掲げて当事者参画で行われた。障がい者制度改革推進会議（以下:推進会議）は、第 2 回会議で障害の定義が議論され、障害の社会モデルとすべきであるとされた。しかし、基本法の条文である制限列举方式に依拠すべきとする構成員もいたため、この議論の結論は先送りとなった。第 3 回会議では自立支援法に代わるサービス法の障害の定義について議論されたが、様々な意見があり結論は出なかった [5]。推進会議で議論された改正基本法は、「社会的障壁により」といった文言が加わったことで社会モデルに移行したとされるが、社会的障壁については障害がある者という文言が先にあるため、障害があるという医学的な認定が必要であり、認定制度の変更はもとより制度の変更に結びつかなかった [4]。

5. 考察

権利条約は前文(e)にて「障害が、発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、」とあるように障害の定義は確定されたものではない。であればこそ制度改革には、障害認定制度の変更こそがもとめられ、それが全制度改革に必要であり、このことが障害の定義の拡大にも作用するということである。

障害者制度（政策）の変更は研究と当事者運動の両輪で進むといわれる。制度改革において、研究的支援は多くはなかった。医学モデル・社会モデルについての再考が必要とされている。その議論の土台として社会モデルの障害認定を取り入れる国が極めて多い [6] ことに鑑み、それらの国々との障害者の実情を踏まえた比較研究が必要となるだろう。

6. 主要文献

(1)堀利和・茨木尚子, 2012, 「座談会 総合福祉法『骨格提言から』総合支援法へ、を総括する」『季刊福祉労働』137: 8-33. (2)石川路子, 2021, 「障害者を取り巻く社会保障制度における現状と課題—障害者の QoL 向上のために」『甲南経済学論集』61(3・4): 117-148. (3)尾下葉子, 2013, 「『医学モデル』の限界と線維筋痛症患者」『ノーマライゼーション』33(11):35-36. (4)有松玲, 2026, 『検証 2009-2014 障害者制度改革: 公共政策形成における当事者参画の経験と課題』明石書店.

(5) 推進会議: <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>

(6)朴贊五, 2013, 「韓国における障がい等級制度の存廃をめぐる最近の動き」『ノーマライゼーション』33(5): 52-54.

統合失調症者の障害認識について —ソーシャルワーク実践の視点からの考察—

中部学院大学

同志社大学大学院 社会学研究科博士後期課程 渡辺 明夏 (009633)

キーワード：統合失調症・精神障害者・障害認識

1. 研究目的

精神障害者の病識については、精神科医療・看護領域を中心にさまざまな研究が積み重ねられてきた。病識は「多次元で構成され、多くの要因が関与するきわめて複雑な現象であるため、明らかにされていない部分も多い」（賀古 2024：780）とされながらも概念の整理がなされてきたが、病識に関連して障害認識とはどのような概念といえるのであろうか。

本研究では精神障害者、特に統合失調症者の障害認識に着目して先行研究を分析し、その研究動向を分析する。具体的には、第1に統合失調症者の障害認識が先行研究の中でどのように定義づけられているか、第2に障害認識と関連する諸概念との関係性から障害認識の位置づけやこれまでの取り扱われ方について整理する。これらを踏まえ、第3に精神保健医療福祉領域のソーシャルワーク実践における示唆を得て、今後の研究課題について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献研究である。分析対象とする先行研究は「CiNii Research」を使用し、本研究の目的に照らし合わせて設定した検索語を組み合わせて用い、抽出した。検索語は、「障害認識 or 疾病認識」and「統合失調症 or 精神障害 or 精神疾患」とした。文献検索の結果、30件の先行研究が抽出され（2026年1月16日時点）、タイトル、抄録、必要に応じて本文を確認し、重複文献及び本研究の趣旨に該当しないもの6件を除外した。加えて、抽出した文献の分析を進める中で引用・参考文献にあたり、本研究の趣旨に該当する文献として5件を追加し、合計29件を分析対象として選定した。なお、分析対象文献として抽出した文献以外にも必要に応じて関連する先行研究を参照した。

3. 倫理的配慮

本研究はすでに公表されている文献を使用し分析したものであり、個人情報扱っていない。また、「日本社会福祉学会研究倫理規程」及び「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に則り実施した。なお、本研究に関連して開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

精神障害者及び統合失調症者の障害認識については、主に精神科医療・看護領域において、治療者及び精神科リハビリテーションの立場から病識と関連して論じられているもの、

病識と関連して「疾病認識」という用語で障害認識とほぼ同義で論じられているもの、生活のしづらさや社会生活能力に対する認識として定義づけられているものに大別できた。

葛西・古塚は障害認識について「生活のしづらさに対する主観的な認識とその態度」と定義し、「主観的な認識とその態度そのものであり、受容のみならず否認も含めた概念」とし（葛西・古塚 1999：144-145）、村田（1993：122）の障害認識は障害受容につながる概念であるとして、その違いを示している。濱田は、病識・障害認識は病期、成長、周囲の人の影響等によって変化する複雑な過程であるとし、障害認識を「疾病によって何らかの影響をこうむっている社会生活能力に対する認識、評価」と定義している（濱田 2004：298）。池淵は、「精神障害によってもたらされる何らかの変化の気づき」、つまり主観的な変化の体験の自覚を広く障害認識と呼ぶとし、そこには精神症状の認識やその帰属や治療の必要性の認識なども含める（池淵 2004b：809）としている。さらに池淵は、障害認識はあり・なしでは2分されない量的広がりを持ち、陽性症状の認識、生活障害の認識、治療の必要性など複数の領域にわたっているとし、「体験としての障害」（上田 1983）と「障害認識」は重なり合う概念であるが、障害認識では一般的にはより精神症状や、治療の必要性についての主観的体験に焦点が当てられているとした（池淵 2004a：305）。

また、障害認識と関連する概念として、病識、疾病認識、病感、気づきなどが挙げられ、治療、心理社会的な介入・支援、障害受容、リハビリ、主観的体験との関連で論じられていた。障害認識が他の諸概念と重なるものでありながら、精神保健医療福祉領域においてはより精神症状の認識や治療の必要性、精神障害者当事者の主観的体験に焦点が当てられたものとして位置づけられることが明らかとなった。

5. 考察

精神保健福祉士には障害認識として当事者の主観的体験を捉えたアセスメントや関わりが求められるのではないか。そして、精神保健医療福祉領域におけるソーシャルワーク実践の担い手として、精神障害者の障害認識とその変化に目を向け、当事者の主観的体験に着目したソーシャルワーク実践の在り方や意義について今後検討していく必要があると考えられた。

付記 本稿は、JSPS 科研費 22K02048 による成果の1部である。

参考文献

- 濱田龍之介（2004）「統合失調症を有する人の病識と障害認識」『精神科臨床サービス』4（3），298-303。
池淵恵美（2004a）「障害の主観的体験とその受容」『精神科臨床サービス』4（3），304-310。
池淵恵美（2004b）『病識』再考『精神医学』46，806-819。
賀古勇輝（2024）「統合失調症の気づきと病識」『精神医学』66（6），780-786。
葛西康子・古塚 孝（1999）「地域に住む精神障害者の障害認識と対処努力—精神障害者の主観的体験に基づく分析」『看護研究』32（2），143-152。
村田信男（1993）『地域精神保健—メンタルヘルスとリハビリテーション』医学書院。
上田 敏（1983）『リハビリテーションを考える—障害者の全人間的復権』青木書店。

第 4 分科会

知的障害者向け選挙情報提供の課題

－実践団体の聞き取り調査から－

京都産業大学 堀川 諭 (009560)

キーワード：知的障害、投票、権利保障

1. 研究目的

2013年に成年被後見人の選挙権が回復してから知的障害者向けの投票支援が活発化している。知的障害児・者の親の会（育成会）を中心とした取り組みとしてはA市の事例が先進的とされており、その後、A市の取り組み内容を参考にした動きが各地に広がっている。一部自治体の調査結果によると、知的障害者の投票率は全体の投票率より低くなっており、権利保障の観点からも知的障害者向け投票支援の拡充は必要である。現在実践されている投票支援の取り組みの担い手からの聞き取りを通じて、直面している課題などを明らかにすることで、取り組み推進の一助にしていくことが本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

半構造化インタビューを実施し、対象者から提供してもらった関連資料を使い、聞き取り結果の確認と補足を行った。対象者は、A市の取り組み開始以降に知的障害者向け投票支援に着手した5つの自治体の知的障害児・者の親の会（育成会）の代表者ら（合計10人）である。A市以降の各地における取り組みでさまざまな課題が顕在化しているとの声が寄せられたため、本調査実施を決めた。大まかな質問内容として、投票支援を始めたきっかけ、直面した課題、今後の対応などの項目を事前に伝えた。調査は2025年5月から12月に原則対面、一部はオンラインで1時間半から2時間程度行った。

3. 倫理的配慮

本調査・研究は京都産業大学の研究倫理審査で承認（京産大倫理第0271号）を得ており、日本社会福祉学会の研究倫理規程に基づき実施した。調査対象者には聞き取りに際し、話したくないことは話さなくてよいこと、いつでも中断できることなども説明し、調査協力への署名を得た。本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はない。

4. 研究結果

聞き取り調査を通じて明らかになったのは主に以下の点である。まずは、自治体で選挙事務を担う選挙管理委員会との連携の難しさである。親の会は普段から自治体の福祉部門とのやりとりはあるが、選管との接点は乏しい。投票支援の取り組みを行うとなる

と、親の会として選管の協力を得ることが不可欠となるが、これがスムーズにいかないケースが散見された。選挙関連の取り組みに関しては公職選挙法により、やっていいこととやってはいけないことが細かく規定されており、さらに、グレーゾーンに位置することもある。選管のきめ細かい助言がなければ、親の会は投票支援を行いつらくなり、実際そのような苦境に陥っている事例もあった。

次に、知的障害者にわかりやすい公約情報を提供する媒体の種類を充実させることの難しさもうかがえた。調査対象地の大半では、立候補者の公約情報を紙媒体でわかりやすく提供する方法をとっていた。ただ、当事者の障害特性に合わせた多様な情報提供、例えば、立候補者の肉声に触れられる「わかりやすい演説会」のほか、立候補者が公約についてわかりやすく語る「政見動画」も用意できるのが望ましいという指摘もあったが、対応できる人材面などの制約があり、実現に至っていないことが明らかになった。

さらに、立候補者の数多い公約の中からどの情報を厳選して当事者にわかりやすく提供すべきか、という課題も見えてきた。調査対象地の多くでは障害者政策に関する公約を中心に取り上げていたが、障害者だからといって障害のテーマに焦点を当てるのは必ずしも正しくないのではないかという見解も示され、迷いがあることがうかがえた。

最後は知的障害者の親の意識に関わることである。知的障害者の投票支援を推進する親の会の中にも、重度知的障害者の投票は無理であるという見方が根強くあることが確認された。ただ、こうした考えを持つ親も、障害のある子どもを模擬投票に参加させ、その様子を見たことで、考えが前向きに変わっていったという事例も示された。

5. 考察

演説会や動画といった情報提供方法を多様化させるうえで、A市の手法が参考になる。A市では親の会が市社会福祉協議会や福祉施設の協力を得ながら、投票支援に関わる人員数やノウハウ、支援プログラムを増やしており、ネットワークを広げる中で選管をはじめ役所の協力も確保してきた。取り組みの持続可能性を高め、社会的意義を訴えていくうえでも、親の会が投票支援活動の連携先を増やしていくことが必要と考えられる。公約情報として当事者に何をわかりやすく伝えるかという課題に関しては、まず、困難であっても当事者の情報ニーズを探ることが不可欠である。加えて、選挙は立候補者や政党が公約や政治信条をアピールし、有権者の支持を競うものであるため、立候補する側が何を訴えたいのかということも十分考慮し、知的障害者に伝えるべき情報を決めていくという発想も必要と考えられる。この課題は情報保障の観点のみならず、選挙報道を担ってきたメディアに関する研究の知見を踏まえて検討を加えていくことが重要である。

※本研究は2025年度科学研究費助成事業（若手研究）「多様性社会における数的少数者の政治・社会参加：知的障害者の投票支援モデルの構築」（課題番号：25K16866）の助成を受けて実施した。

重度知的障害者支援における共感に関する一考察

ー心理学における共感概念を援用した定義の再検討ー

社会福祉法人堺あすなろ会（四天王寺大学大学院特別研究生） 野前 宜史（010456）

キーワード3つ：認知的共感 情緒的共感 共感的理解

1. 研究目的

対人援助職のクライアントのなかでも重度知的障害者は、重度の知的障害と様々な障害特性を併せ持ち、言葉によるコミュニケーションの難しさが背景にあることから、支援者にとって利用者理解の困難さが顕在化しやすい支援対象者である。このような重度知的障害者に対して、支援者が利用者理解を深めていくための重要な要素として、共感に着目した。しかし、これまで語られてきた共感とは、主として言語的コミュニケーションを前提に理論化されてきたため、非言語的な関わりを通じた理解については、必ずしも中心的な検討対象とはされてこなかった。そこで本研究では、「重度知的障害者に開かれた共感の定義」として、共感を「自分にとって分かることを自然と共有してしまう共感」と「自分にとって分からないことを理解しようとする共感」からなるものとして捉え、このような共感概念が心理学を中心とした共感研究のなかでどのように位置づけられるのかについて検討することを目的とする。共感を実践的概念として捉え直し、言語的コミュニケーションにとどまらず、非言語的な関わりを通じた理解をも射程に含めて再構成しようとするところに本研究の意義がある。

2. 研究の視点および方法

今日、「共感とは認知的共感と情緒的共感からなる」とする定義が、心理学の領域を中心に広く用いられるようになってきている。梅田聡は、共感とは「(1)他者の感情状態を理解する機能と、(2)その状態を共有する、あるいはその状態に同期するという機能に分けられる」とした上で、「これに対応する概念として認知的共感 (cognitive empathy) と情動的共感 (emotional empathy) に区別する捉え方が広がっている」と説明している。

本研究では、心理学を中心とした共感研究を概観したうえで、今日広く参照されている「共感とは認知的共感と情緒的共感からなる」という定義について、その課題を含めて検討する。そのうえで、心理学における共感概念を援用して「重度知的障害者に開かれた共感の定義」を提示し、この定義が心理学における共感研究の中で、どのように位置づけられるのかについて検討する。そして以上の議論を踏まえ、改めて「重度知的障害者に開かれた共感の定義」について考察する。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを遵守し、申告すべき利益相反 (COI) はない。

4. 研究結果

本研究では、心理学を中心とした共感研究を概観したうえで、Mark H. Davis による「他

人の経験についてある個人がいただく反応を扱う一組の構成概念」とする共感の定義、また、共感に関係する構成概念についての組織的モデルを参照し、共感という現象を「他人の経験」という「入力」があり、「ある個人がいただく反応」という「出力」からなる「過程」として捉えられることを確認した。その上で、「共感は認知的共感と情緒的共感からなる」という定義は、人間（あるいは動物）における基本的な情報処理の流れである「入力—処理—出力」という枠組みにおいて、共感の「出力」がどのような要素から構成されているかを示しているにとどまり、共感の「過程」については十分に言及していないということ指摘した。そこで本研究では、共感の「過程」そのものを捉えるため、共感を「認知的か情緒的か」という二分法によってではなく、共感する当人にとっての「分かるか分からないか」という二分法を導入し、「重度知的障害者に開かれた共感の定義」を提示した。「重度知的障害者に開かれた共感の定義」は、「共感は大きく二つの機能に分けられる」という心理学的な知見を踏襲しながらも、「認知的共感」と「情緒的共感」を単に別の名称で言い換えたものではない。本研究の定義は、次の二点において、心理学における共感の定義と異なる次元に立っている。一点目として、多くの心理学的研究においては、共感を「入力—処理—出力」という「即時的な情報処理の過程」として捉えようとしているが、本研究の定義では、共感を「実践的な経験の過程」として捉え直そうとしている。二点目として、多くの心理学的研究においては、言語的コミュニケーションの成立や実証的手法による検証可能性を重視するなかで、「他人の経験」が「分かる」ことを暗黙の前提としてきた側面がある。一方、本研究の定義では、「他人の経験」が「分からない」ことも含めた「分かるか分からないか」という二分法を導入して捉え直そうとするものである。

5. 考察

従来の心理学における共感研究は、共感を構成する要素や機能を整理する上で、重要な貢献を果たしてきた。一方で、共感が成立する過程における「分からない」ことの重要性については、理論的に位置づける枠組みを必ずしも提供してこなかった。本研究が提示した「重度知的障害者に開かれた共感の定義」は、共感を「他者の理解不可能性」と「他者の理解可能性」とが同時に立ち現れる両義的プロセスの中で、時間をかけて生成・深化していくものとして捉え直そうとするものである。「『分からない』から『分かる』への運動」は、他者への関心や、「分からない」ことに圧倒されながらも諦めない試行錯誤がなければ、決して生じ得ないものである。「重度知的障害者に開かれた共感の定義」は、共感における「『分からない』に向き合い続ける力」が重要であること示唆している。本研究では、重度知的障害者支援の実践を手がかりとして、共感のあり方を再検討することによって、従来の共感理解を捉え直すための示唆を得ることができた。

<引用文献>

梅田聡 編 (2014) 『岩波講座 コミュニケーションの認知科学 2 共感』岩波書店、デイヴィス, M. H. 菊池章夫訳 (1999) 『共感の社会心理学: 人間関係の基礎』川島書店

知的障害者の家族支援における相談支援専門員の実践知

—SCAT を用いた質的分析—

福井県立大学/同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程 氏名 藤野 真凜 (009631)

キーワード：知的障害者 家族支援 SCAT

1. 研究目的

知的障害者の幼少期から続く親子関係は、ライフステージが変化しても変容しにくい傾向がある。そのため、母子密着や母親によるケアの抱え込みが生じやすく、支援者からは課題のある家族として捉えられることも少なくない。しかし、家族の置かれた状況や負担感を理解したうえで、どのように家族支援を行うべきかという視点は、十分に検討されてきたとは言い難い。

母親と知的障害者の自立や親離れ・子離れについては、植戸（2012）や森口（2015）をはじめとした研究が蓄積されている。また、藤原（2025:125）は「ケアに熱心ではない母親は育児期には責任を果たしていないと批判され、高齢になりケアが困難になると、今度は子どもから離れるべきだと言われているようにさえ映る」と指摘している。こうした議論は、高齢期の親による親離れのしづらさだけを問題化しがちであるが、福祉サービスが拡充してきた比較的若い世代の親子関係についても検討が必要である。

本研究では、支援者歴の長い相談支援専門員へのインタビュー調査を通じて、支援者が家族をどのように理解し、どのような支援や関わりを試みているのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、知的障害者支援に長年携わる支援者が、福祉サービス利用の過程で支障が生じた際、ソーシャルワーカーとしての視点から、どのような関わりや支援を行っているのかを明らかにすることを目的とする。支援者が家族支援を必要と判断する背景には、家族の負担、意思決定の困難さ、サービス調整の複雑さなど多様な要因が存在するが、知的障害者本人への支援が主体となることから、時には家族はサービス利用を阻害する要因として扱われることもあった。本研究は、その実践知の構造化を試みるものである。

データ分析には、大谷（2019）を参考に SCAT を用いた。SCAT の手続きに基づき、語句の抽出、要約、概念化、理論化のプロセスを段階的に進めた。特に、脱分脈化と再分脈化の過程を明示化することで、支援者の語りを持つ文脈性を損なうことなく、理論的枠組みへとつなげることに留意した。これにより、支援者の経験的知識を、より普遍的な支援理解へと昇華させることを目指した。

調査対象者は、20 年以上にわたり知的障害者支援に従事し、そのうち 10 年以上を相談支援専門員として勤務してきた 2 名である。両名とも相談支援と生活支援の双方の実務経

験を有し、複数事例への継続的な関わりを通じて実践知を蓄積してきた。10年以上の経験を基準とした理由は、制度の変遷を含む長期的な支援実践の中で、支援者の価値観や支援観がどのように形成・変容してきたのかを分析可能とするためである。データ収集は、半構造化による個別インタビューを実施し、支援者の語りを中心に分析を行った。

3. 倫理的配慮

本調査は、同志社大学社会学部・社会学研究科倫理審査委員会の承認を得ている（番号2024-0015）。また、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守し、調査対象者には、予測される利益及び不利益、研究参加の自由意思、個人情報保護等の項目について説明を行い、書面にて同意を得た。なお、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

逐語録を精読したうえでテキストひとかたまりごとにシートを作成し、SCATを用いて分析を行った。それらのシートを大別すると、【親が高齢になっても福祉サービスの利用をためらうケースにおける支援者の関わり】、【親が過剰に福祉サービスの利用を希望するケースにおける支援者の思い】、【家族の意思と本人の意思が対立した際の支援のあり方】、【強度行動障害の本人への対応に苦慮する親への支援】、【家族を支援することで本人へ与える影響】に分けることができた。

5. 考察

本研究の分析から、支援者は、家族を単なる「サービス調整のための資源」として扱うのではなく、本人の生活を支える重要な存在として捉え、親との継続的な関係構築を重視していることが考えられる。また、家族と本人の意思が対立する場面において、支援者は本人の意思決定支援を尊重しつつも、親の不安や葛藤を受け止め、信頼関係を維持しながら調整を図ろうとしていた。こうした姿勢は、支援者が家族を支援の阻害要因としてではなく、支援の対象として位置づけていることを示している。

さらに、支援者の語りからは、「核となる家族があつてこそその社会的ケア」という認識が読み取れた。すなわち、社会資源の活用は家族の役割を代替するものではなく、家族の負担を軽減し、本人と家族双方の生活の質を高めるための補完的な機能として理解されていた。この視点は、親がサービス利用をためらうケースや、逆に過剰にサービスを求めるケースの双方において、支援者が家族の背景や価値観を丁寧に理解しようとする姿勢につながっているように考察できる。

第 5 分科会

フィリピン共和国 A 市におけるひとり親家庭支援プログラム

ープロジェクト SOLO のインタビュー調査分析からー

和歌山大学 金川めぐみ (会員番号 009580)

キーワード：フィリピン、プロジェクト SOLO、ひとり親家庭

1. 研究目的

報告者は、ひとり親家庭における福祉法政策の課題を明らかにし、その克服を目指す調査研究を進めている（注 1）。日本のひとり親家庭における福祉法政策については、金川めぐみ[2023]『ひとり親家庭はなぜ困窮するのか 戦後福祉法制から権利保障実現を考える』法律文化社、でその現状と課題をある程度明確にしたところである。今回、さらなる研究の進展として、フィリピン共和国 A 市におけるひとり親家庭福祉プログラム担当の行政担当官へのインタビューを通じ、当該地域におけるひとり親家庭の福祉法政策の現状把握と課題分析を行った。

調査対象のフィリピン共和国 A 市は、フィリピン共和国の中規模都市であり、観光/歴史文化都市としての特性を有する。数ある自治体から調査対象として A 市を選定したのは、A 市がこの間、フィリピン政府より「プロジェクト SOLO」都市の 1 つに選定されているためである。「プロジェクト SOLO」とは、フィリピン政府が指定するひとり親家庭の支援を先導的に進めるプロジェクトであり、フィリピン共和国内で数か所の自治体を選定されている。A 市はそのうちの 1 都市である。インタビュー対象者は、フィリピン共和国の CSWD (City Social Welfare and Development Office / 市社会福祉開発局) 社会福祉担当官 B 氏であり、A 市でひとり親家庭支援プログラムの担当者を務める。今回は B 氏へのインタビュー調査を通じ、フィリピンの地方自治体におけるひとり親家庭支援政策の進展を確認し、その法的、社会的課題を抽出することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

今回の調査は、質的調査の手法を取る。具体的には、B 氏に対し、半構造化されたインタビュー手法によるデータ収集を行った。考察では、トランスクリプトを整理し分析する。

3. 倫理的配慮

「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」に基づき配慮し、和歌山大学研究倫理審査会の承認（令 04-01-07J）を得ている。対象者にはインタビュー開始時に調査趣旨を説明した上で、実施について承諾を得ている。聞き取りに際しては承諾を得た上で録音を行い、インタビュー内容の要約については、内容の確認をいただき掲載の許可を得ている。なお本研究にあたり開示すべき COI（利益相反）は存在しない。

4. 研究結果

インタビュー調査では、以下の3点が明らかになった。

(1) 2022年改正ひとり親家庭福祉法の概要とA市における認識

インタビューでは、2022年に改正されたひとり親家庭支援法（Republic Act 11861, the Expanded Solo Parents Welfare Act for the solo parents）の内容を確認し、A市の政策現場における法の趣旨の理解度について確認した。B市は自治体施策担当者として、この2022年改正法を実効性のあるものとして高く評価しており、本改正法により具体的なひとり親家庭の支援により着手できるようになったと考えていた。

(2) A市で実施するプロジェクト SOLO について

この間、A市で実施されているプロジェクト SOLO の概要とその進展状況を確認した。A市ではひとり親家庭への具体的支援として、現金給付とサービス給付の2つの取組が行われている。プロジェクト SOLO は、ひとり親家庭当事者のエンパワメントを目的とするサービス給付を中心に展開される施策である。育児休暇や労働におけるフレックスタイム制、ひとり家庭の子どもに対する優先的な教育バウチャープログラム、家計支援、カウンセリングなど個別支援を中心とした内容から、バランガイ（地方コミュニティ）におけるひとり親家庭のエンパワメント支援まで多岐にわたるが、今回の調査でA市における具体的な実施内容が一定程度明らかになった。

(3) A市におけるひとり親支援の今後の課題について

これらの内容を踏まえ、インタビューでは今後のA市におけるひとり親家庭支援の展望を確認した。その区域内に島嶼部を多数有するという地理的状况に端を発する福祉施策の広報展開の課題、ひとり親家庭における差別と排除に端を発する地域支援や当事者支援の困難さ等、実施に伴う複数の課題が明らかになった。

5. 考察

インタビュー内容を踏まえ、本報告では、前述項目4(2)のA市におけるプロジェクト SOLO の効果について述べた上、日本のひとり親家庭支援との視点の相違について分析と課題提示を行う。日本のひとり親家庭に支援と比較し、フィリピン共和国におけるひとり親家庭支援は、プロジェクト SOLO を通じて当事者のエンパワメントや地域支援を主軸に展開されていることがこの間ある程度明らかになった。報告ではその点の分析を行う。

(注1) 本研究は、科学研究費補助金基盤研究(C)「ケアの倫理の観点からみるひとり親家庭就業・生活支援施策の日比韓比較制度研究」(課題番号 21K01969)の成果の一部として報告する。

人口減少社会に転じた要因の一考察

未来社会システム研究会 氏名 谷尾 昌威(008728)

キーワード3つ 少子化対策、老後の意識変化、第三次ベビーブーム

1. 研究目的

2025年11月18日高市総理は、総理大臣官邸で人口戦略本部を設置し第1回「人口減少対策会議」を開催した。その席で高市総理は「我が国最大の問題は人口減少であるという認識に立ち、若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現する」事を目的に、6つの項目を示し、それぞれの政策を総合的に推進するために、人口戦略本部を設置した。その政策の中で、とりわけ「少子化対策の推進」に焦点を絞り、「少子化対策」について、なぜ人口減少社会に転じたのか、その要因の一つについて考察する。

2. 研究の視点および方法

研究の視点として、少子化の要因として、第三次ベビーブームがなぜ起こらなかったのかに焦点を当て、その要因の一つを考察する。研究方法として、文献研究を中心とし、各種審議会資料、人口減少関連等の資料等から読み取れる要因を考察する。

3. 倫理的配慮

文献研究に際して、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守する。また、COI（利益相反）に該当しません。

4. 研究結果

国立社会保障・人口問題研究所は、国勢調査をもとに調査を行い「日本の将来推計人口」を発表。2100年には、現在の総人口の半分、約4900万人程度まで減少すると予測している。また、そのペースは同研究所の予測では、10年間に1000万人規模で減少すると予測している。このような急激な人口減少に歯止めをかけ、人口増加に転じる政策を打つ事は、容易ではない。

戦後、第一次ベビーブーム、第二次ベビーブームと日本の総人口は、右肩上がり増加してきた。しかし、その流れは、2012年を境に急速に人口減少へ転じている。

誰しもが疑いを持たなかったのであろう当然の人口増加の流れは、第三次ベビーブームが起こらなかったことという事実が原因であることは自明である。

第三次ベビーブームはなぜ起こらなかったのか、そこには第二次ベビーブーム世代の意識の変化があるのではないだろうか。2000年社会福祉基礎構造改革によって、老後の生活様式は変化した。まさに政策の大転換である。それまで老後の世話は、当然、

親の世話は子が看ると言う当然の意識から、自身の老後は、保険制度に頼る事で、老後リスクを回避できると言う認識へと変化した。つまり、自分自身の老後に対する不安がそれまでの子供に頼る考えから、保険を利用する事で補えるという認識へと変化したのではないだろうか。あえて低経済成長下で自身の老後の不安に対する投資を、自身の子に投資すると言う視点から、保険を掛けリスク回避するという視点へと選択肢を選ぶことを第二次ベビーブーム世代は選んだのではないか。

5. 考察

自身の人生を、自身の幸福追求で全うする人生は、それ以降の世代へは受け継がれず、単一世代で、終わることとなり、命のリレーはそこで尽きることとなる。そうした負の連鎖が現在の加速していることが人口減少の要因の一つではないだろうか。

未来の日本の経済力は、日本国民総数であることは自明であり、そこを理解し、人口増加対策を行う必要があり、少子化対応に終始することない様にする必要がある。

日本は、新型コロナという大きなパンデミックを経験し、その際の感染状況を、第一波、第二波、第三波と波で表し、急激に増えた感染は、相対的に減少する。

この例えを活用し、アインシュタインの相対性理論の様に明治以降、急激に増えた人口は、相対的に減少することは自然なことであり、減少に対しては、人口減少対応を行うことが必要であるという考え方だけでは、人口増加へは繋がらず、ただ人口減少を受け入れ、それに必要な人口減少対応を行うのでは、次第に人口は減少し、冒頭の 4900 万人という未来予測の総人口が現実となる。人口減少対策は単なる人口減少対応ではなく、人口増加に繋がる対策を打つことである。改めて対応に終始するのではなく、人口を増やすための対策が必要である。

6. 参考文献等

- ・『地方消滅 2～加速する少子化と新たな人口ビジョン』人口戦略会議編著 中公新書
- ・『図解ひと目でわかる地方消滅』宝島社
- ・「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」平成10年6月17日・中央社会福祉審議会・社会福祉構造改革分科会
- ・「社会福祉基礎構造改革について」（社会福祉事業法等改正法案大綱骨子）厚生省

地域社会における在日外国にルーツを持つ子どもへの支援課題

ーソーシャル・キャピタルの視点からー

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科博士後期課程 WU FANGDI (010448)

キーワード：地域社会、外国にルーツを持つ子ども、ソーシャル・キャピタル

1. 研究目的

本研究の目的は、日本の地域社会における外国にルーツを持つ子どもへの支援課題を明らかにし、そのあり方を検討することである。

2. 研究の視点および方法

1) 研究の視点：本研究では、Putnam (1993) が示す「ソーシャル・キャピタル」(Social Capital、以下 SC) を構成する「ネットワーク」「信頼」「互酬性」の3要素が相互強化的に作用する過程に着目し、これを研究視点として位置づける。これら3要素の相互関係について、Putnam (1993) は互酬性およびネットワークが信頼の形成を促すことを指摘しており、3者が相互に補強し合う関係にあることを示している。

2) 研究の方法：(1) 分析方法：本研究は、Machi & McEvoy (2022) に基づくシステマティックレビューを行った。(2) 抽出方法：分析対象となる文献は、国立情報学研究所が提供する CiNii Research を用いて抽出した。(3) 分析手続き：研究目的に合わせて、該当する内容を抽出したうえで、内容のコード化を行った。これらのコードをサブカテゴリーに統合し、さらにカテゴリーとして抽出した。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。なお、本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

1) 文献の概要と抽出プロセス：二次スクリーニングを経て、最終的に抽出された文献は40本であった(図1)。そのうち、2010年～2015年が9本、2016年～2020年が12本、2021年～現在が19本である。さらに図2が示すように、研究課題について、地域日本語教室に関する研究と支援体制に関する研究が、いずれも3割以上を占めている。

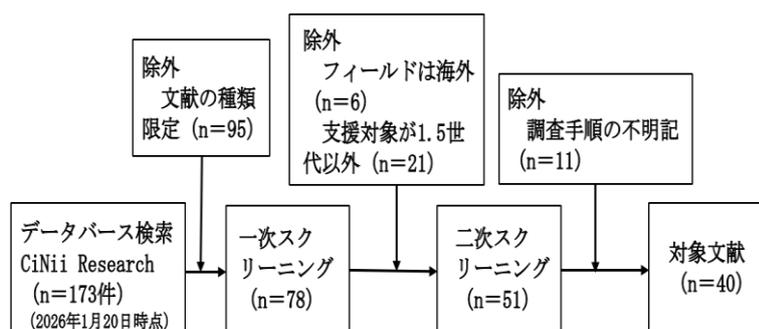


図1 対象文献の抽出プロセス

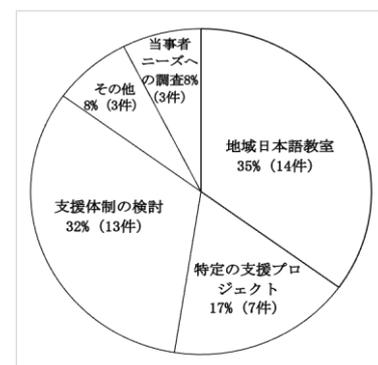


図2 研究課題の構成

2)SC の視点から見られる地域支援課題(表 1)：分析の結果、日本地域社会で暮らす外国ルーツを持つ子どもに対する支援の課題は、＜被支援者と支援機関における情報隔離＞、＜地域支援と学校生活の分断＞、＜支援-被支援者間における関係性の揺らぎ＞、＜専門職としての自信の低下＞、＜支援者間における相互支援の欠如＞、＜被支援者間におけるインタラクティブの不在＞の 6 点が抽出された。

表 1 SC の視点から見られる地域支援課題の分類表

SCの次元	カテゴリー	サブカテゴリー	文献番号とデータ数
ネットワーク	被支援者と支援機関における情報隔離	支援対象の潜在化	1, 2, 3, 6, 8, 9, 10, 12, 14, 17, 23, 31, 35, 37 : 計14
		コミュニケーション不足によるニーズ把握の困難	6, 25, 26, 40 : 計4
		情報獲得の立ち遅れによる支援リソースに排除される保護者	3, 6, 23, 30 : 計4
		制度の谷間を含む包括的支援の困難	6, 19, 31 : 計3
	地域支援と学校生活の分断	子どもの日常生活との距離感	2, 12, 30 : 計3
		地域支援につながるパイプの不在	2, 4, 5, 6, 7, 8, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 22, 23, 24, 26, 27, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 39, 40 : 計26
		地域支援におけるコーディネーションの機能不全	4, 6, 7, 10, 11, 13, 15, 19, 26, 27, 31, 36, 37, 38 : 計14
		学校システムと地域支援の連携不足	8, 17, 22, 40 : 計4
信頼	支援-被支援者間における関係性の揺らぎ	地域支援における役割の不明瞭さ	5, 6, 15, 16, 19, 20, 26, 27, 38 : 計9
		ライフステージに合わせた支援の欠如	8, 9, 10, 14, 16, 17, 31, 34, 35, 40 : 計10
		環境変化によって低下される被支援意欲	1, 3, 8, 9, 14, 19, 21, 22, 30, 35, 36 : 計11
		短期化されやすい支援プログラム	5, 7, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 27, 34, 40 : 計11
	専門職としての自信の低下	支援プログラムの参加における中断	9, 10, 16 : 計3
		支援者間における専門性の格差	5, 6, 7, 9, 10, 14, 16, 37, 38 : 計9
		支援者に見られるアセスメント力の不足	6, 16, 25, 26, 38 : 計5
		支援者研修制度の未整備	4, 13, 19, 24, 35, 37 : 計6
互酬性	支援に関する個人意欲に対する依存	7, 8, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 19, 20, 21, 40 : 計12	
	被支援者によるフィードバックに対する共有の不足	2, 16, 39 : 計3	
	当事者中心支援を損なう支援者間の同調圧力	2, 20, 22, 29 : 計4	
	被支援者間におけるインタラクティブの不在	7, 20, 21 : 計3	
		行政機関とのインタラクティブの欠如	8, 17, 27, 31 : 計4

5. 考察

1)外国にルーツを持つ子どもにとって互酬性形成の重要性：Putnam (1993) は、互酬性とネットワークが信頼を育て、SC の 3 要素の相互強化を述べている。本研究は、外国にルーツを持つ子どもをめぐる文脈では、この相互強化を起動させる起点として、互酬性の重要性が示唆される。

外国にルーツを持つ子どもは、「外国」であることに伴う周囲との非対称性により、主体性を獲得しにくい。そのため、外部からのフィードバックを含む相互行為、すなわち互酬性が確保されることは、子どもの主体性を高め、支援者/機関との信頼関係の形成及び周りとのネットワーク強化につながる前提として考えられる。

2) 支援者間互酬性形成の重要性：支援側の課題として、支援を当事者との関係に限定せず、支援者間の相互支援に着目することの重要性が示唆される。Putnam (1993) が示す SC の相互強化から言えば、支援者間互酬性の弱さは、支援ネットワークの断絶や支援に対する自信の低下を引き起こしやすい。そのため、支援者間の相互支援を基盤として情報共有と役割分担を進め、支援方針と体制について再検討することが今後の課題となる。

参考文献

- Machi, L. A. & McEvoy, B. T. (2022) The Literature Review Six Steps to Success, 4th Ed., Corwin Press, Inc.
Putnam, R. (1993) Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy. Princeton University Press.